

子宮頸がん予防ワクチンの健康被害救済に関する意見書

子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年4月より予防接種法に基づく定期接種に追加され、広く公費での接種が可能となった。しかし、同ワクチン接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、同年6月に厚生労働省から「副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」との勧告が出された。

勧告から約1年半が経過し、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会等の専門家による会議も複数回開催されているが、いまだ原因の解明には至っておらず、今後の見通しも不透明な状況が続いている。

現在、接種を受ける際は、ワクチンの有効性及び安全性等について十分に説明を受け、理解した上で接種を受けることとされているが、国によるワクチンの安全性についての評価が出されていない現状で接種を自己判断とされていることに対し、不安や困惑を覚えている市民も多い。

また、副反応や健康被害の症状や発生時期には個人差があることから、本人や家族もワクチンとの関係に気づかず、孤立化して悩んでいるケースも見受けられる。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン接種後に発生した副反応について広く情報を収集し、因果関係の解明に努めるとともに、国民が十分な情報に基づいて接種の判断を行えるよう、ワクチンの有効性やリスクに関する情報を適切に提供すること。
 - 2 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応等の相談窓口や治療を受けられる指定医療機関を広く設置するとともに、治療方法の早期確立に取り組むこと。
 - 3 今後、子宮頸がん予防ワクチンと健康被害との因果関係が明らかになった場合は、国が責任をもって補償すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

千葉市議会

〔送付先〕 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長